

独立行政法人日本学生支援機構

平成17年規程第4号

最近改正 令和7年規程第12号

任期付職員の採用及び就業等の特例に関する規程を次のように定める。

平成17年3月15日

独立行政法人日本学生支援機構

理事長 北 原 保 雄

任期付職員の採用及び就業等の特例に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）の職員（非常勤職員を除く。）について、任期を定めた採用及び任期を定めた職員の就業等の特例を定めることを目的とする。

(任期を定めた採用)

第2条 理事長は、高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者をその者が有する当該高度の専門的な知識経験又は優れた識見を一定の期間活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事させる場合には、選考により、任期を定めて職員を採用することができる。

2 理事長は、前項の規定によるほか、専門的な知識経験を有する者を当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させる場合において、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときであつて、当該者を当該業務に期間を限って従事させることが機構の能率的運営を確保するために必要であるときは、選考により、任期を定めて職員を採用することができる。

- (1) 当該専門的な知識経験を有する職員の育成に相当の期間を要するため、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させることが適任と認められる職員を機構内で確保することが一定の期間困難である場合
- (2) 当該専門的な知識経験が急速に進歩する技術に係るものであることその他当該専門的な知識経験の性質上、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に当該者が有する当該専門的な知識経験を有効に活用することができる期間が一定の期間に限られる場合
- (3) 前2号に掲げる場合に準ずる場合として理事長が認める場合

第3条 理事長は、職員を次の各号に掲げる業務のいずれかに期間を限って従事させることが機構の能率的運営を確保するために必要である場合には、選考により、任期を定めて職員を採用することができる。

- (1) 一定の期間内に終了することが見込まれる業務
- (2) 一定の期間内に限り業務量の増加が見込まれる業務
- (3) 前2号に掲げる場合に準ずる場合として理事長が認める場合

- 2 理事長は、職員を前項各号に掲げる業務のいずれかに係る業務に従事させる場合において、職員を当該業務以外の業務に期間を限って従事させることが機構の能率的運営を確保するために必要であるときは、選考により、任期を定めて職員を採用することができる。

(再任用職員)

第4条 第2条又は前条の規定により任期を定めて採用された職員（以下「任期付職員」という。）のうち、機構を退職した後、当該退職までに機構の職員として得た知識経験が専門的な知識経験に該当するものとして任期付職員として採用されるものを再任用職員という。

- 2 再任用職員の種類は、次のとおりとする。

- (1) フルタイム勤務職員 1週間あたりの勤務時間が常勤の職員と同様であるもの
- (2) 短時間勤務職員 1週間あたりの勤務時間が、常勤の職員の勤務時間より短いもの

- 3 再任用職員の対象となる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 職員就業規則（独立行政法人日本学生支援機構平成16年規程第14号。以下「就業規則」という。）第35条により定年退職した者
- (2) 機構の職員として 25 年以上勤務して退職した者であって当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にあるもの（就業規則第 35 条に定める定年に達していない者を除く。）
- (3) 前号に該当する者として再任用をされたことがある者（前号に掲げる者を除く。）

- 4 再任用職員を採用するに当たっては、退職前の勤務実績等に基づき選考を行うものとする。

(任期)

第5条 任期付職員の任期は、5年を超えない範囲内で、理事長が個別に定める。

- 2 任期付職員の任期終了後も継続して第2条又は第3条に定める場合に該当する場合であって、当該職員の任期付職員としての勤務成績その他の事情を考慮して理事長が特に必要と認めるときは、当該任期付職員の同意を得て、採用した日から5年を超えない範囲内において任期を延長するものとする。

- 3 前2項の規定にかかわらず、理事長が特に必要と認める場合には、5年を超えて任期を延長することができるものとする。

- 4 前3項の規定による任期は、当該任期付職員が満65歳に達する日の属する年度の末日を超えることはできない。

(再任用短時間勤務職員の勤務時間に関する特例)

第6条 再任用短時間勤務職員の勤務時間は、就業規則第9条第1項の規定にかかわらず、1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で個別に定める。

- 2 再任用短時間勤務職員の勤務時間の割振りは、就業規則第9条第2項の規定にかかわらず、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で個別に定める。

(再任用短時間勤務職員の年次有給休暇に関する特例)

第7条 再任用短時間勤務職員が事業年度内に受けることのできる年次休暇の日数は、就業規則第19条第1項により求められる日数に1週間の勤務日の日数を5日で除して得た数を乗じて得た日数(1週間ごとの勤務日の日数又は勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない職員にあっては、就業規則第19条第1項により求められる日数に7時間45分を乗じて得た時間数に、前条の規定により定められた1週間当たりの勤務時間を38時間45分で除して得た額を乗じて得た時間数を、7時間45分を1日として日に換算して得た日数)とする。

2 前項の規定により得られた日数に1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数とする。

3 就業規則第19条第4項の規定にかかわらず、第1項に規定する1週間ごとの勤務日の日数又は勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない職員の年次休暇の単位は、1日又は半日(1日の所定労働時間が7時間30分以上の者が年次有給休暇を受ける場合に限る。)とする。ただし、1事業年度に5日を限度として、1時間を単位とすることができる。

4 前項ただし書の規定に基づき時間を単位として与えられた年次有給休暇を日に換算する場合には、当該年次有給休暇を与えられた職員の勤務日1日当たりの勤務時間(1時間未満の端数があるときはこれを切り上げた時間)をもって1日とする。この場合において、勤務日によって勤務時間が異なる再任用短時間勤務職員については、第1項の規定に基づき年次有給休暇を受けることができる各1年間について所定の全勤務時間を全勤務日の数で除して得られる平均勤務時間(1時間未満の端数を生ずる場合にはこれを切り上げた時間)をもって、1日の勤務時間とする。

(給与に関する特例)

第8条 任期付職員(年俸制の適用を受ける者を除く。以下第3項までにおいて同じ。)に支給する給与の種類に関しては、職員給与規程(独立行政法人日本学生支援機構平成16年規程第4号。以下「給与規程」という。)第2条の規定にかかわらず、諸手当のうち給与規程第19条第1項第7号から第10号に規定する職員への役職手当は支給しない。ただし、再任用職員に支給する給与の種類については、基本給のうち扶養手当、諸手当のうち役職手当及び管理職員特別勤務手当は支給しない。

2 任期付職員の俸給は、給与規程第5条第1項の規定にかかわらず、別表第1及び別表第2のとおりとし、その適用範囲は、それぞれ当該表に定めるところによる。

3 任期付職員の俸給月額、別表第1及び別表第2に掲げるもののうち、その者の従事する業務内容等を考慮して、理事長が別に定める。ただし、再任用職員については、その者に適用される俸給表の再任用職員の欄に掲げる俸給月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。

4 再任用短時間勤務職員の俸給月額は、前項ただし書により定まる俸給月額に、その者の1週間当たりの勤務時間を38時間45分で除して得た数を乗じて得た額とする。

5 任期付職員については、給与規程第10条から第13条まで、同第20条第3項及び同条第4項の規定は適用しない。

6 年俸制の適用を受ける任期付職員の給与について必要な事項は、別に定める。

(退職)

第9条 任期付職員は、就業規則第34条及び同第36条の規定に基づく場合又は死亡による場合のほか、第5条の規定に基づく任期の満了により退職する。

2 任期付職員の退職に関しては、就業規則第35条は適用せず、同第37条及び職員退職手当規程（独立行政法人日本学生支援機構平成16年規程第5号）の規定にかかわらず退職手当は支給しない。

(辞令交付時の明示事項)

第10条 任期付職員の採用及び第5条第2項の規定に基づく任期の延長に当たっては、任期及び俸給又は基本年俸を書面で明示するものとする。

(無期労働契約への転換)

第11条 任期付職員のうち、通算契約期間が5年を超える任期付職員は、別に定める様式で申し込むことにより、現在締結している期間の定めのある労働契約（以下この条において「有期労働契約」という。）の契約期間の末日の翌日から、期間の定めのない労働契約（以下この条において「無期労働契約」という。）での雇用に転換することができる。

2 前項の通算契約期間は、平成25年4月1日以降に開始する有期労働契約（機構の非常勤職員であった者で、引き続き任期付職員として採用された者にあつては、非常勤職員として開始した有期労働契約を含む。）の契約期間を通算するものとし、現在締結している有期労働契約については、その末日までの期間とする。ただし、労働契約が締結されていない期間が連続して6ヶ月以上ある任期付職員については、それ以前の契約期間は通算契約期間に含めない。

3 この規程に定める労働条件は、第1項の規定により無期労働契約での雇用に転換した任期付職員に引き続き適用する。ただし、無期労働契約での雇用に転換した任期付職員に係る定年は、満65歳とし、定年に達した日の属する年度の末日をもって退職とする。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成17年3月15日から施行する。

(臨時特例)

2 平成24年7月1日から平成26年6月30日までの間においては、第8条第2項に掲げる俸給表の適用を受ける職員に対する俸給月額（職員給与規程第8条の規定の適用を受ける者である場合にあつては、同条の規定により半額を減ぜられた俸給月額）の支給に当たっては、俸給月額から、俸給月額に、当該職員に適用される次の表の左欄に掲げる俸給表及び同表の中欄に掲げる職務の級の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める割合を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

俸給表	職務の級	割合
任期付一般職俸給表	2級以下	100分の4.77
	3級から6級まで	100分の7.77

	7 級以上	100 分の 9.77
任期付教育職俸 給表	2 級以下	100 分の 4.77
	3 級	100 分の 7.77

(端数計算)

- 3 前項の規定により給与の支給に当たって減ずることとされる額を算定する場合において、当該額に 1 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成17年12月 1 日から施行する。

附 則 (独立行政法人日本学生支援機構平成18年規程第 3 号)

この規程は、平成18年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (独立行政法人日本学生支援機構平成19年規程第22号)

この規程は、平成19年12月14日から施行し、平成19年 4 月 1 日から適用する。

附 則 (独立行政法人日本学生支援機構平成21年規程第25号)

(施行期日)

この規程は、平成21年 5 月11日から施行し、平成21年 4 月 1 日から適用する。

附 則 (独立行政法人日本学生支援機構平成21年規程第36号)

(施行期日)

この規程は、平成21年 8 月 1 日から施行する。

附 則 (独立行政法人日本学生支援機構平成21年規程第46号)

この規程は、平成21年12月 1 日から施行する。

附 則 (独立行政法人日本学生支援機構平成22年規程第20号)

この規程は、平成22年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (独立行政法人日本学生支援機構平成22年規程第34号)

この規程は、平成 22 年 12 月 1 日から施行する。

附 則 (独立行政法人日本学生支援機構平成23年規程第 5 号)

この規程は、平成23年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (独立行政法人日本学生支援機構平成24年規程第 3 号)

この規程は、平成 24 年 3 月 14 日から施行し、平成 24 年 3 月 1 日から適用する。

附 則 (独立行政法人日本学生支援機構平成24年規程第18号)

この規程は、平成24年 7 月 1 日から施行する。

附 則 (独立行政法人日本学生支援機構平成25年規程第12号)

この規程は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (独立行政法人日本学生支援機構平成25年規程第21号)

この規程は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (独立行政法人日本学生支援機構平成26年規程第17号)

この規程は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (独立行政法人日本学生支援機構平成26年規程第31号)

この規程は、平成26年12月 1 日から施行し、改正後の任期付職員の採用及び就業等

の特例に関する規程の規定は、平成26年4月1日から適用する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構平成27年規程第8号）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構平成28年規程第4号）

この規程は、平成28年2月8日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構平成28年規程第28号）

この規程は、平成28年12月1日から施行し、改正後の別表第1及び別表第2の規定は、平成28年4月1日から適用する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構平成30年規程第2号）

この規程は、平成30年1月4日から施行し、改正後の別表第1及び別表第2の規定は、平成29年4月1日から適用する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構平成30年規程第15号）

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構平成30年規程第35号）

この規程は、平成30年12月3日から施行し、改正後の別表第1及び別表第2の規定は、平成30年4月1日から適用する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構令和元年規程第13号）

この規程は、令和元年12月6日から施行し、改正後の別表第1及び別表第2の規定は、平成31年4月1日から適用する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構令和5年規程第2号）

この規程は、令和5年1月4日から施行し、改正後の別表第1及び別表第2の規定は、令和4年4月1日から適用する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構令和5年規程第24号）

この規程は、令和5年12月4日から施行し、改正後の別表第1及び別表第2の規定は、令和5年4月1日から適用する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構令和6年規程第20号）

この規程は、令和6年9月2日から施行する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構令和6年規程第25号）

この規程は、令和6年11月29日から施行し、改正後の別表第1及び別表第2の規定は、令和6年4月1日から適用する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構令和7年規程第12号）
（施行期日）

1 この規程は、令和7年4月1日から適用する。

（号俸の切替え）

2 令和7年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において、この規定の別表第1又は別表第2の俸給表の適用を受けていた職員であって同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であったものの切替日における号俸（以下「新号俸」という。）は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号俸（同表において「旧号俸」という。）に応じて同表に定める号俸とする。

（切替日前の異動者の号俸の調整）

3 切替日前に職務の級を異にする異動をした職員及び別に定めるこれに準ずるもの

をした職員の新号俸については、その者が切替日において当該異動又は当該準ずるものをしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、別に定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

附則別表 号俸の切替表（附則第2項関係）

イ 一般職俸給表の適用を受ける職員の新号俸

旧号俸	新 号 俸							
	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10級
1	1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1	1	1	1
10	6	2	2	1	1	1	1	2
11	7	3	3	1	1	1	1	2
12	8	4	4	1	1	1	1	2
13	9	5	5	1	1	1	1	2
14	10	6	6	2	1	1	1	3
15	11	7	7	3	1	1	1	3
16	12	8	8	4	1	1	1	3
17	13	9	9	5	1	1	1	3
18	14	10	10	6	2	1	2	3
19	15	11	11	7	3	1	2	4
20	16	12	12	8	4	1	2	4
21	17	13	13	9	5	1	2	4
22	18	14	14	10	6	1	2	
23	19	15	15	11	7	1	3	
24	20	16	16	12	8	2	3	
25	21	17	17	13	9	2	3	
26	22	18	18	14	10	2	3	
27	23	19	19	15	11	2	4	
28	24	20	20	16	12	3	4	
29	25	21	21	17	13	3	4	
30	26	22	22	18	14	3	4	
31	27	23	23	19	15	3	5	
32	28	24	24	20	16	3	5	
33	29	25	25	21	17	3	5	
34	30	26	26	22	18	4	5	
35	31	27	27	23	19	4	6	
36	32	28	28	24	20	4	6	
37	33	29	29	25	21	4	6	
38	34	30	30	26	22	4	6	
39	35	31	31	27	23	4	6	

40	36	32	32	28	24	4	7	
41	37	33	33	29	25	4	7	
42	38	34	34	30	26	5		
43	39	35	35	31	27	5		
44	40	36	36	32	28	5		
45	41	37	37	33	29	5		
46	42	38	38	34	30			
47	43	39	39	35	31			
48	44	40	40	36	32			
49	45	41	41	37	33			
50	46	42	42	38	34			
51	47	43	43	39	35			
52	48	44	44	40	36			
53	49	45	45	41	37			
54	50	46	46	42	38			
55	51	47	47	43	39			
56	52	48	48	44	40			
57	53	49	49	45	41			
58	54	50	50	46	42			
59	55	51	51	47	43			
60	56	52	52	48	44			
61	57	53	53	49	45			
62	58	54	54	50				
63	59	55	55	51				
64	60	56	56	52				
65	61	57	57	53				
66	62	58	58	54				
67	63	59	59	55				
68	64	60	60	56				
69	65	61	61	57				
70	66	62	62	58				
71	67	63	63	59				
72	68	64	64	60				
73	69	65	65	61				
74	70	66	66	62				
75	71	67	67	63				
76	72	68	68	64				
77	73	69	69	65				
78	74	70	70	66				
79	75	71	71	67				
80	76	72	72	68				
81	77	73	73	69				
82	78	74	74	70				
83	79	75	75	71				
84	80	76	76	72				
85	81	77	77	73				
86	82	78	78					

87	83	79	79					
88	84	80	80					
89	85	81	81					
90	86	82	82					
91	87	83	83					
92	88	84	84					
93	89	85	85					
94	90							
95	91							
96	92							
97	93							
98	94							
99	95							
100	96							
101	97							
102	98							
103	99							
104	100							
105	101							
106	102							
107	103							
108	104							
109	105							
110	106							
111	107							
112	108							
113	109							

ロ 教育職俸給表の適用を受ける職員の新号俸

旧号俸	新号俸
	3 級
1	1
2	1
3	1
4	1
5	1
6	1
7	1
8	1
9	1
10	1
11	1
12	1
13	1
14	1
15	1
16	1

17	1
18	2
19	3
20	4
21	5
22	6
23	7
24	8
25	9
26	10
27	11
28	12
29	13
30	14
31	15
32	16
33	17
34	18
35	19
36	20
37	21
38	22
39	23
40	24
41	25
42	26
43	27
44	28
45	29
46	30
47	31
48	32
49	33
50	34
51	35
52	36
53	37
54	38
55	39
56	40
57	41
58	42
59	43
60	44
61	45
62	46
63	47

64	48
65	49
66	50
67	51
68	52
69	53
70	54
71	55
72	56
73	57
74	58
75	59
76	60
77	61
78	62
79	63
80	64
81	65
82	66
83	67
84	68
85	69
86	70
87	71
88	72
89	73
90	74
91	75
92	76
93	77
94	78
95	79
96	80
97	81
98	82
99	83
100	84
101	85

別表第 1

任期付一般職俸給表

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
号俸	俸給 月額	俸給 月額	俸給 月額	俸給 月額	俸給 月額	俸給 月額	俸給 月額	俸給 月額	俸給 月額	俸給 月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1	183,500	230,000	265,300	298,800	321,300	355,200	408,300	458,300	510,200	550,800
2	184,600	231,500	266,300	300,300	323,100	356,900	410,200	463,800	517,100	558,000
3	185,800	233,000	267,300	301,800	324,900	358,500	412,100	468,800	522,300	564,100
4	186,900	234,500	268,300	303,200	326,600	360,100	413,900	473,500	526,600	569,100
5	188,000	236,000	269,300	304,600	328,300	361,700	415,700	477,500	530,100	573,100
6	189,700	237,500	270,300	305,700	330,000	363,500	417,500	481,000	533,400	576,100
7	191,300	239,000	271,300	306,700	331,700	365,000	419,300	484,000	536,400	578,600
8	192,900	240,500	272,300	307,900	333,400	366,600	421,100	486,500	538,900	580,600
9	194,500	242,000	273,300	309,100	335,000	368,000	422,700	488,500	540,900	
10	196,200	243,400	274,300	310,700	336,700	369,600	424,200			
11	197,800	244,800	275,300	312,300	338,400	371,200	425,700			
12	199,400	246,200	276,400	313,900	340,000	372,700	427,200			
13	201,000	247,400	277,400	315,400	341,500	374,600	428,700			
14	202,700	248,600	278,700	317,000	343,100	376,500	430,000			
15	204,400	249,800	280,000	318,600	344,700	378,400	431,300			
16	206,100	251,000	281,200	320,200	346,200	380,200	432,500			
17	207,400	252,100	282,500	321,700	347,600	381,700	433,700			
18	209,000	253,200	283,800	323,400	349,300	383,500	435,000			
19	210,600	254,300	285,000	325,000	350,900	385,200	436,300			
20	212,100	255,400	286,200	326,600	352,500	386,800	437,500			
21	213,600	256,400	287,300	328,000	353,700	388,500	438,700			
22	215,200	257,400	288,500	329,700	355,200	389,900	439,500			
23	216,800	258,400	289,800	331,400	356,700	391,300	440,300			
24	218,400	259,400	291,100	333,000	358,200	392,700	441,100			
25	220,000	260,400	292,400	334,200	359,900	394,100	441,700			
26	221,700	261,300	293,400	336,100	361,700	395,300	442,300			
27	223,000	262,200	294,400	337,800	363,400	396,500	442,900			
28	224,300	263,100	295,500	339,400	365,100	397,500	443,500			
29	225,600	263,900	296,600	340,900	366,500	398,600	444,200			
30	226,700	264,700	297,800	342,500	367,800	399,800	445,000			
31	227,800	265,500	298,900	344,100	369,000	400,900	445,400			
32	228,900	266,300	300,100	345,700	370,400	402,000	446,100			
33	230,000	267,000	301,300	347,400	371,500	402,700	446,600			
34	231,100	267,800	302,600	349,200	372,400	403,400	447,000			
35	232,200	268,600	303,900	351,000	373,400	404,100	447,400			
36	233,300	269,300	305,200	352,800	374,500	404,800	447,800			
37	234,400	270,000	306,500	354,300	375,300	405,400	448,200			

38	235, 400	270, 800	307, 800	355, 700	376, 200	406, 000	448, 600			
39	236, 400	271, 600	309, 100	357, 100	377, 100	406, 500	449, 000			
40	237, 300	272, 300	310, 400	358, 500	377, 900	406, 900	449, 300			
41	238, 200	273, 000	311, 700	360, 000	378, 700	407, 300	449, 600			
42	239, 100	273, 800	313, 000	360, 800	379, 500	407, 500	450, 000			
43	239, 900	274, 600	314, 300	361, 800	380, 300	407, 800	450, 300			
44	240, 700	275, 300	315, 400	362, 800	381, 000	408, 100	450, 600			
45	241, 400	276, 000	316, 300	363, 700	381, 700	408, 400	450, 900			
46	242, 000	276, 700	317, 600	364, 800	382, 400	408, 700				
47	242, 600	277, 400	318, 900	365, 700	383, 100	409, 000				
48	243, 200	278, 100	320, 200	366, 700	383, 800	409, 300				
49	243, 800	278, 800	321, 400	367, 600	384, 300	409, 500				
50	244, 400	279, 500	322, 700	368, 300	384, 900	409, 800				
51	245, 000	280, 200	323, 900	369, 000	385, 500	410, 100				
52	245, 500	280, 900	325, 100	369, 600	386, 200	410, 400				
53	246, 000	281, 500	326, 400	370, 000	386, 600	410, 600				
54	246, 400	282, 200	327, 500	370, 600	387, 200	410, 900				
55	246, 700	282, 800	328, 600	371, 300	387, 800	411, 200				
56	247, 000	283, 500	329, 700	372, 000	388, 300	411, 500				
57	247, 300	284, 100	330, 400	372, 300	388, 700	411, 700				
58	247, 600	284, 800	331, 300	373, 000	389, 300	412, 000				
59	247, 900	285, 400	332, 000	373, 700	389, 900	412, 300				
60	248, 200	286, 100	332, 800	374, 300	390, 400	412, 500				
61	248, 500	286, 700	333, 600	374, 600	390, 800	412, 700				
62	248, 800	287, 400	334, 000	375, 100	391, 300	413, 000				
63	249, 100	288, 000	334, 600	375, 700	391, 800	413, 300				
64	249, 400	288, 500	335, 300	376, 300	392, 400	413, 500				
65	249, 700	289, 000	336, 100	376, 600	392, 700	413, 700				
66	250, 000	289, 600	336, 800	377, 200	393, 100	414, 000				
67	250, 300	290, 100	337, 500	377, 900	393, 500	414, 300				
68	250, 600	290, 700	338, 100	378, 500	393, 900	414, 500				
69	250, 900	291, 200	338, 600	378, 900	394, 200	414, 700				
70	251, 200	291, 700	339, 200	379, 400	394, 500	415, 000				
71	251, 500	292, 300	339, 700	380, 000	394, 800	415, 300				
72	251, 800	292, 900	340, 300	380, 500	395, 000	415, 500				
73	252, 100	293, 400	340, 600	381, 000	395, 200	415, 700				
74	252, 400	293, 900	341, 100	381, 600	395, 500					
75	252, 700	294, 300	341, 500	382, 100	395, 800					
76	253, 000	294, 600	341, 900	382, 400	396, 000					
77	253, 300	294, 800	342, 300	382, 800	396, 200					
78	253, 600	295, 100	342, 800	383, 300	396, 500					
79	253, 900	295, 300	343, 300	383, 700	396, 800					
80	254, 200	295, 600	343, 800	384, 100	397, 000					
81	254, 500	295, 800	344, 100	384, 500	397, 200					

82	254, 800	296, 000	344, 500	385, 000	397, 500					
83	255, 100	296, 300	344, 900	385, 400	397, 800					
84	255, 400	296, 500	345, 300	385, 800	398, 000					
85	255, 700	296, 800	345, 600	386, 100	398, 200					
86	256, 000	297, 100	346, 000							
87	256, 300	297, 400	346, 400							
88	256, 600	297, 700	346, 800							
89	256, 900	298, 000	347, 000							
90	257, 200	298, 300	347, 400							
91	257, 500	298, 600	347, 800							
92	257, 800	299, 000	348, 200							
93	258, 100	299, 200	348, 400							
94		299, 400	348, 800							
95		299, 700	349, 200							
96		300, 100	349, 500							
97		300, 300	349, 800							
98		300, 600	350, 200							
99		301, 000	350, 600							
100		301, 400	351, 000							
101		301, 600	351, 500							
102		301, 900	351, 900							
103		302, 200	352, 300							
104		302, 500	352, 700							
105		302, 700	353, 200							
106		303, 000	353, 600							
107		303, 300	353, 900							
108		303, 600	354, 200							
109		303, 800	354, 700							
110		304, 200								
111		304, 600								
112		304, 900								
113		305, 100								
114		305, 300								
115		305, 600								
116		306, 000								
117		306, 200								
118		306, 400								
119		306, 700								
120		307, 000								
121		307, 400								
122		307, 600								
123		307, 900								
124		308, 200								
125		308, 500								

再任用職員	192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600	362,700	396,200	448,000	528,700
-------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------

備考 この表は、別表第2の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第2

任期付教育職俸給表

職務 の級	1 級	2 級	3 級
号俸	俸給 月額	俸給 月額	俸給 月額
	円	円	円
1	230,200	263,100	346,100
2	233,000	264,900	348,300
3	236,100	266,700	350,500
4	239,100	268,400	352,700
5	242,300	270,000	354,600
6	245,500	271,500	356,900
7	248,600	273,000	359,200
8	251,700	274,500	361,500
9	254,700	276,000	363,700
10	256,500	278,000	366,000
11	258,200	280,000	368,100
12	259,800	282,000	370,200
13	261,400	284,000	372,200
14	262,800	286,000	373,800
15	264,200	288,000	375,400
16	265,500	290,000	377,000
17	266,800	292,000	378,600
18	267,900	294,700	379,900
19	268,900	297,300	381,200
20	269,900	299,900	382,500
21	271,300	302,500	383,800
22	272,800	305,000	385,400
23	274,300	307,400	387,000
24	275,800	309,700	388,500
25	277,300	311,800	390,000
26	278,900	313,900	391,600
27	280,400	316,000	393,100
28	281,900	318,100	394,600
29	283,300	320,100	396,000
30	284,900	321,700	397,400
31	286,400	323,200	398,800
32	287,900	324,700	400,100

33	289, 300	326, 200	401, 000
34	290, 600	327, 800	402, 200
35	291, 900	329, 300	403, 300
36	292, 700	330, 800	404, 400
37	293, 500	332, 200	405, 400
38	294, 300	333, 600	406, 600
39	295, 100	334, 900	407, 800
40	295, 900	336, 200	408, 900
41	296, 700	337, 400	410, 000
42	297, 500	339, 100	411, 200
43	298, 200	340, 700	412, 400
44	298, 800	342, 600	413, 600
45	299, 300	344, 200	414, 700
46	299, 800	345, 800	416, 200
47	300, 300	347, 300	417, 700
48	300, 800	348, 800	419, 200
49	301, 300	350, 400	420, 600
50	301, 700	352, 000	421, 500
51	302, 100	353, 500	422, 400
52	302, 500	354, 900	423, 200
53	302, 900	356, 300	424, 100
54	303, 300	357, 300	425, 100
55	303, 700	358, 300	426, 100
56	304, 100	359, 300	426, 900
57	304, 500	360, 400	427, 600
58	304, 900	361, 700	428, 400
59	305, 300	363, 000	429, 200
60	305, 700	364, 300	430, 100
61	306, 100	365, 600	431, 100
62	306, 500	366, 900	432, 100
63	306, 900	368, 200	433, 000
64	307, 300	369, 500	433, 900
65	307, 700	370, 700	434, 600
66	308, 100	372, 000	435, 500
67	308, 500	373, 300	436, 400
68	308, 900	374, 500	437, 200
69	309, 300	375, 700	438, 100
70	309, 700	377, 000	438, 900
71	310, 100	378, 300	439, 700
72	310, 500	379, 500	440, 600
73	310, 900	380, 700	441, 300
74	311, 400	382, 000	441, 700
75	311, 900	383, 300	442, 100
76	312, 400	384, 500	442, 500

77	312, 800	385, 700	442, 900
78	313, 300	386, 900	443, 400
79	313, 800	388, 000	443, 800
80	314, 200	389, 200	444, 200
81	314, 600	390, 600	444, 400
82	315, 100	392, 000	444, 800
83	315, 600	393, 500	445, 100
84	316, 000	394, 900	445, 400
85	316, 400	395, 900	445, 700
86	316, 900	397, 200	
87	317, 400	398, 500	
88	317, 900	399, 900	
89	318, 300	401, 000	
90	318, 800	402, 000	
91	319, 200	403, 000	
92	319, 600	404, 100	
93	320, 200	404, 900	
94	320, 700	406, 000	
95	321, 300	407, 100	
96	321, 900	408, 000	
97	322, 300	408, 900	
98	322, 700	409, 800	
99	323, 000	410, 700	
100	323, 300	411, 600	
101	323, 600	412, 400	
102	323, 900	413, 400	
103	324, 200	414, 400	
104	324, 500	415, 400	
105	324, 900	416, 000	
106	325, 400	416, 700	
107	325, 900	417, 400	
108	326, 300	418, 000	
109	326, 700	418, 400	
110	327, 200	418, 800	
111	327, 600	419, 100	
112	328, 100	419, 400	
113	328, 400	419, 600	
114	328, 900	419, 900	
115	329, 300	420, 200	
116	329, 700	420, 500	
117	330, 000	420, 700	
118	330, 400	421, 000	
119	330, 900	421, 300	
120	331, 400	421, 500	

121	331, 600	421, 700	
122	332, 000	422, 000	
123	332, 300	422, 300	
124	332, 600	422, 500	
125	332, 800	422, 700	
126	333, 100		
127	333, 600		
128	334, 000		
129	334, 200		
130	334, 600		
131	335, 000		
132	335, 400		
133	335, 600		
134	336, 000		
135	336, 500		
136	336, 800		
137	337, 100		
138	337, 500		
139	337, 900		
140	338, 300		
141	338, 700		
再任用職員	252, 300	298, 400	316, 000

備考 この表は、日本語教育センターの教員の職務及び研究員の職務に従事する職員に適用する。